

国立大学法人大分大学次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第5期）

職員にとって働きやすい環境を整備することで、職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日までの2年間

2 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
男性職員・・・1人以上取得すること。
女性職員・・・取得率を90%以上とすること。

<対策>

- 平成27年度～ 育児休業制度を広く周知するための啓発活動を行う。
- 平成27年度～ 男性が育児休業を取得する際に障害となる要因を調査し、改善のための取組を検討し、実施する。

目標2：家庭生活と教育・研究・就業との両立を支援する環境を整備するとともに、現行支援制度の利用状況、取り組みの成果等を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 平成27年度～ 旦野原キャンパスの保育所設置について検討する。
- 平成27年度～ 制度の利用状況、取り組みの成果について現状を把握する。
- 平成27年度～ 問題点や改善点の有無について関係部署において検討し、問題点等がある場合は、改善のための取組を検討し、実施する。

目標3：所定外労働の縮減を促進する。

<対策>

- 平成27年度～ 管理監督者及び職員に対して、所定外労働の縮減の重要性について、周知徹底を図る。
- 平成27年度～ 管理監督者は、業務内容を点検し、業務の簡素化、見直しを積極的に進めるよう努める。
- 平成27年度～ 各部署において、ノー残業デーを積極的に実施するよう周知徹底を図る。
- 平成27年度～ 休日勤務については、振り替え取得を促進する。

目標4：年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 平成27年度～ 年次有給休暇の計画的取得を促進するため、各部署において取得目標を定め、年次有給休暇使用計画表を作成・管理するよう周知する。
- 平成27年度～ 職員自身及び家族の行事や記念日等における年次有給休暇の使用を促進する。